

源泉所得税納付指導会の開催について

専従者・従業員の源泉所得税（前期分）に関する指導会を、下記の日程で開催いたします。対象の方はご参加くださいますよう、ご案内申し上げます。

日 時 令和8年7月7日（火）午前のみ
(9:30～11:30)

8日（水）午後のみ
(13:30～15:30)

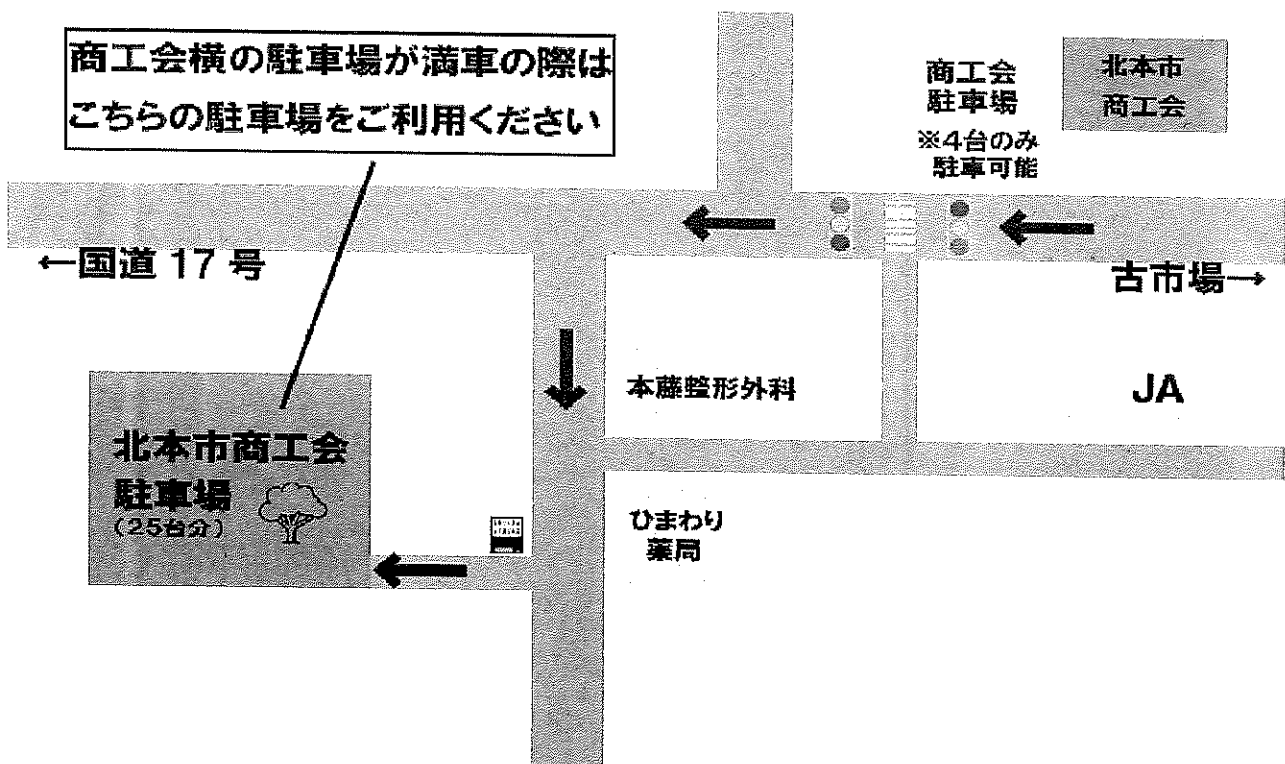
場 所 北本市商工会館 1階記帳相談室

内 容 源泉所得税（前期）の納付書の作成

持参するもの 源泉徴収簿（給与台帳）・納付書、筆記用具

◎源泉所得税（前期分）は、専従者・従業員の1月～6月までの給与より差し引いた税金を、事業主が7月10日（金）までに納付します。

◎専従者給与の支払がない場合でも、納付書が届いている事業所は必ず申告して下さい。尚、「給与支払事務所の廃止届出書」を提出した方は申告不要です。



不明点は、商工会事務局（591-4461）まで、お問い合わせ下さい。